

**女性のためのつながりサポート事業
(県央・県北)運営業務**

業務仕様書

**令和3年6月
岩手県**

1 本業務の概要

(1) 業務目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、不本意に退職や収入減になった女性、苦境に陥った女性など様々な課題・困難・不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、あらゆる年代の女性に寄り添ったきめ細かい相談対応や居場所の提供を行うとともに、経済的な理由等により女性用品を購入できない女性への支援を行うもの。

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

(3) 委託料の上限額

8,747 千円以内（税込）

※ 本委託事業は、現在、県が国に対し応募している地域女性活躍推進交付金の交付が決定されることを前提に進めているため、同交付金の交付が決定されなかった場合又は交付額が修正された場合には、手続きを変更又は中止することがあること。

(4) 業務内容

県内を2エリア（「県央・県北」及び「県南」）に分けて、次の事業を実施するものであり、本委託においては「県央・県北」の業務を行うもの。

なお、エは「県南」には含まず、「県央・県北」業務受託者のみが実施するもの。

- | |
|---------------------------|
| ア 相談窓口の設置 |
| イ 居場所づくり |
| ウ 相談窓口・居場所での女性用品の提供 |
| エ 県内全域を対象とした市町村・団体等への事業周知 |

(5) 実施地域

(4)のア～ウについては県央・県北の次の市町村を対象とし、エは県内全域を対象する。

盛岡市、宮古市、久慈市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

【参考】「県南」の対象地域

大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町

(6) 支援対象者

次に掲げるような女性が、本事業を気軽に利用でき、ほっとする時間を持つことや、気持ちいを少しでも軽くすること、又は専門の相談機関の支援に結びつけられるようにする。

<支援対象者の例示>

- ア コロナ禍で漠然とした孤独感や不安感のある女性
- イ 既存の相談窓口（福祉事務所等）には相談しにくいと感じている女性
- ウ 誰かに話を聞いて欲しい、誰かと話をしたい女性
- エ 悩みがあるが、どこに相談していいかわからない女性
- オ いわゆる生理の貧困と言われるような、経済的な理由等により生理用品が買えない女性

2 業務内容

(1) 相談窓口の設置

目 的	あらゆる年代の女性のあらゆる悩みや不安等に寄り添った対応ができるよう相談窓口を設置し、必要に応じて専門の相談機関の支援に結びつけること。
委託内容	<p>ア 相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話・対面・メール・オンライン等、相談者が利用しやすい時間帯やツールにより相談を行うこと。 相談受付は、週4回以上、1日6時間以上の設定とすること。 <p>イ 出張相談（出張サロン）</p> <ul style="list-style-type: none"> 居場所設置以外の場所（他の市町村や大学等）での相談会やサロンを5回以上実施すること。 チラシの作成・配布等の広報を実施し、多くの利用を促すこと。 <p>ウ 専門相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談に応じられる機会を提供すること。 （臨床心理士、保健師、弁護士、キャリアカウンセラー等）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域外の者から相談があった場合にも、一律に断ることなく、場合によって相談に応じることや、県南や他機関を紹介する等の柔軟な対応をすること。

(2) 居場所づくり

目 的	不安や孤独を感じる女性がつながりを感じられるよう、居場所を提供するとともに、居場所でサロン等を開催し、ピアサポートの場とすること。
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域に2カ所以上の居場所を設置すること。 月4回以上の居場所提供を実施すること。 対象地域におけるコロナウイルス感染症の状況によってはオンラインでの居場所・サロンの開催も検討すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域外の者から利用希望があった場合にも、一律に断ることなく、地域内の者を優先としつつも、状況に応じて柔軟な対応をすること。

(3) 女性用品の提供

目 的	女性用品が購入できない女性等に女性用品の提供を行うこと。 また、県が別途作成する本事業のチラシとともに女性用品を配布することにより、全県を対象に本事業の周知を行うこと。
委託内容	ア 相談や居場所利用者で支援が必要な者への提供 <ul style="list-style-type: none">女性用品を購入し、必要な女性に提供を行うこと。(月20人程度) イ 事業周知と併せた女性用品の提供 <ul style="list-style-type: none">女性用品を購入し、県が別途作成する本事業の周知チラシを同封すること。希望のある市町村や団体等に対し送付し、個別に配布してもらうこと。(市町村への希望調査は県が行う)大学等と連携して、事業の周知に併せ女性用品の提供を検討すること。年間2,700人程度の提供を想定した事業内容とすること。
留意事項	・女性用品の提供先・個数、提供先での配布人数等について確認のうえ、報告すること。

(4) その他

県で別途委託により作成する、本事業の周知ちらしやポスターの配布、WEBサイトのお知らせ更新等により、コロナ禍で孤独や不安を抱える女性が相談に結びつくような周知や情報発信を行うこと。

本事業受託者への納品数：ちらし（14,000枚）、ポスター（20枚）

3 専門の相談機関や支援制度との連携

相談内容から専門の相談機関や支援制度へつなぐことが適当と判断された場合は、相談者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて他機関への同行支援等を行うこと。

なお、関係機関と個人情報を共有する場合はあらかじめ本人から同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きをとること。

4 事業報告等

(1) 月間業務報告

毎月の業務の実施状況、利用者からの意見、相談の状況などについて、県が指定した方法により翌10日までに報告すること。

(2) 年間業務報告

年度終了後、事業の実施状況、経理の状況、利用状況などについて、県が指定した方法により速やかに報告すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 権利の帰属等

- ア 本業務の実施により制作された成果物及び資料等に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。
- イ 受託者が委託料の収入で購入した物品は、県の所有となること。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ受託者は県の承認を得なければならない。

(3) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。なお、受託者が本業務の委託料により備品を購入する場合は、あらかじめ県の承認を受けたうえで購入する。

(4) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外的利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は契約の履行にあたって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。

(7) 会計帳簿

本事業に係る経理は、他の経理と明確に区分した会計帳簿に収支を記載し、経費の使途を明らかにするとともに、証拠書類と合わせて事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

なお、本事業は国の「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の实地検査等の対象となるため、实地検査等が行われるときは協力すること。

(8) その他

本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、委託者と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

受託候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙が契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。